

第16回 佐川町農業委員会定例総会 議事録

開催日時 平成33年9月28日(火) 午前9時30分 開会

開催場所 佐川町役場2階大会議室

出席 欠席
農業委員 出席 8名 欠席 1名
○1番 藤原 健祐 ○6番 佐藤 良一
○2番 田村 和弘 ○7番 横畠 悦子
×3番 森田 有紀 ○8番 横畠 増吉
○4番 氏原 延 ○9番 北添 正男
○5番 田村 公史
農地利用最適化推進委員 出席 3名・欠席 10名
×刈谷 哲二 ×邑田 昌平 ×田村 泰富
○田村 克郎 ×眞辺 忠志 ×大谷 恵呉
○田村 啓幸 ×澤村 重隆 ×北添 秀紀
×森 正彦 ×山口 修二
×野村 隆博 ○伊藤 洋章

事務局 事務局長： 森田 修弘 主任： 前田 紗歩

産業振興課 主 事： 谷口 慎太郎 会計年度任用職員： 伊藤 憲章 (第3号議案のみでの参加)

日 程 日 程 第 1 開 会
同 第 2 議事録署名委員選任

同 第 3 報 告

同 第 4 議 事

第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件

第 2 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件

第 3 号議案 「市町村基本構想」の変更に対する意見に関する件

同 第 5 そ の 他

同 第 6 閉 会

議長（北添会長）

定刻となりましたが、総会の開催に先立ちまして、先月に引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大により、農業委員と報告案件のある推進委員のみの参集となっています。

それでは、これより第16回農業委員会定例総会を開会します。

本日は3番 森田 有紀 委員から欠席の連絡が入ってます。

定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第2、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、2番 田村 和弘 委員と4番 氏原 延 委員を指名します。

日程第3、報告に移ります。事務局より報告を願います。

事務局（森田事務局長）

それでは、日程第3 報告事項につきまして報告します。

報告事項1. 本月中の会議と主たる処理事項につきましては、8日に農業者年金加入推進研修会がオンライン研修で開催され、加入推進部長である氏原委員と、事務局より私、森田が出席しました。

22日には第6回佐川町農業関係機関連絡会が高吾農業改良普及所で開催され、事務局より前田が出席しています。

そして、本日の定例総会となっています。

つづきまして、報告事項2. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書3件について報告します。

24番が、所有者が■の■■■■さん。権利取得者が■の■■■■さん。土地の所在が、字■■■■
■■番■他5筆。地目が田で、面積が合計で5,302㎡。受付日・受理日ともに令和3年8月16日。

権利取得日が平成25年11月13日で、取得事由が相続です。

25番が、所有者が■の■さんと■の■さん。権利取得者が■の■さん。土地の所在が字■番。地目は田で、面積が2,310㎡。受付日・受理日ともに令和3年8月26日。権利取得日が平成31年1月30日で、取得事由が相続です。

こちらは2分の1ずつ持っていた持分を、■さんへ集約したということになります。

26番が、所有者が■の■さん。権利取得者が■の■さん。土地の所在が、庄田字■番■他3筆。地目が田と畑が2筆ずつで、面積が合計で4,578㎡。受付日・受理日ともに令和3年9月3日。権利取得日が令和3年3月6日で、取得事由が相続です。

以上で報告を終わります。

議長（北添会長）

事務局からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

それでは、これで報告を終わります。つづきまして、第1号議案農地法第3条に関する件を議案とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第1号議案農地法第3条に関する件3件を説明します。

24番が、譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■の■■■■さん。土地の所在が字■■■■番 他1筆。地目は田で、面積が合計で1,115㎡。申請の内容は贈与による所有権の移転です。

25番が、譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■の■■■■さん。土地の所在が字■■■■番 他3筆。地目は田で、面積が合計で2,576㎡。申請の内容は贈与による所有権の移転です。

26番が、譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が字■■■■番他1筆。地目は畑で、面積が合計で3,322㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格は全部で1千万円となっています。

24番以外は、行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

1 番藤原委員

24番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、現在水稻が栽培されています。

譲受人は全ての農地を耕作しており、農機具も所有し、譲渡を受ける土地については、水稻を栽培することのことで、地域との調和要件も全て満たしています。

事務局の説明どおり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可をしても問題ありません。

田村克郎推進委員

25番について報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■の■■■■集落入り口の交差点の東側に■■■■番があり、西側に■■■■番と■■■■番があります。そして、■■■■集落入り口の交差点より北に400mほど行った■■■■の東側に■■■■番があります。

現在の状況は4筆とも稲穂が立っている状態で、許可後も水稻を栽培する予定です。

譲受人は主に畜産と水稻を栽培する専業農家で、下限面積は超えており、農地の全てを効率的に耕作しています。農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類も全て所有しています。

また、世帯の経営状況や地域との調和要件も問題ありません。

田村幸幸推進委員

26番について報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■から西に約100m行った、■■■■東側の所にあります。現在は■■■■を処分した状態で、許可後はユンボで掘り起こし作業後、ショウガを露地栽培する予定との事です。

譲受人は主にショウガを栽培する兼業農家です。下限面積は超えており、農地の全てを耕作しています。農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類も全て所有しています。また、世帯の経営状況や地域との調和要件も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第1号議案について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第1号議案は申請のとおり決定しました。つづきまして、第2号議案佐川町農用地利用集積計画に関する件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第2号議案佐川町農用地利用集積計画9月分に関する件2件について説明します。

27番は、貸し手が■■■の■■■さん。借り手が■■■の■■■さん。土地の所在が、中野字■■■番。現況地目は畑で、面積が1, 246㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃は全体で4万円。作付予定はショウガで、設定期間が公告日から令和5年12月31日までの2年3ヶ月間です。

28番は、貸し手が■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、中野字■■■■番。現況地目は畑で、面積が1,204㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃は全体で2万円。作付予定は芋で、設定期間が公告日から令和5年12月31日までの2年3ヶ月間です。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

伊藤推進委員

27番と28番について報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■から■■■■方向に約700mの所にあります。現在、ショウガと芋を栽培中で、申請地では引き続きショウガと芋を栽培することです。

借受人は主に梨・ショウガを栽培する専業農家で、世帯の経営状況に問題はなく、栽培に必要な農機具類も全て所有しています。農地の全てを効率的に耕作しており、常時従事日数も満たしています。

また、地域との調和要件も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第2号議案について、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第2号議案は全て原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。つづきまして、第3号議案「市町村基本構想」の変更に対する意見に関する件を議題とします。産業振興課からの説明を求めます。

産業振興課（谷口主事）

それでは、市町村基本構想の変更につきまして、ご説明をさせていただきます。市町村基本構想につきましては、策定する際には農業委員会と農業協同組合に意見を聞くようになっております。今回は5年ごとの見直し時期になっており、法改正による文言の修正・削除が主となっています。また以前お配りした際には記載していませんでしたが、担い手育成に関する今までの取り組みについて、県から基本構想の中に記載するように指摘がありまして、今日お手元に配付した資料の18～19ページに追加で記載しています。

委員の皆様におかれましては、ご意見・ご協力の程よろしく申し上げます。

議長（北添会長）

産業振興課からの説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第3号議案について、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第3号議案は全て原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。つづきまして、その他に移ります。

事務局の説明を求めます。

事務局（森田事務局長）

非農地からの農地認定につきまして、また相談が来ております。

相談があった場所は佐川地区の■■■■にあり、お手元の両面印刷しているカラー写真が資料となっております。

赤の太枠で囲んだ場所が相談箇所、その右隣の家の方が相談者となります。

この航空写真は平成29年の段階の写真となりますので、家が建っていますが、現在相談箇所は更地になっており、相談者が更地になってから購入しています。

購入したのが約3年前で、所有権移転の登記は今年の7月に完了しています。

現地は航空写真にあるように現在は畑として耕作していますが、相談者は現地とその横の宅地しか佐川

町では土地を所有していません。

最初に相談を受けた藤原委員のお話によると、相談者一家は元々■■■■■のご出身で、相談者のご両親が■■■■■で農地を耕作していたらしいとのことでした。

8月に相談者から相談を受けた藤原委員が事務局へ相談があり、何度か協議を重ね、現地の写真も撮ってきた上で、再度藤原委員と事務局で協議し、現地は確かに畑として耕作していますが、ここしか農地がないこと、宅地のすぐ横をコンクリート舗装した上で駐車場として利用していること、色々植えて耕作されていますが規模的に小面積で家庭菜園と取られてもおかしくない規模であることから、農地として認めるというのはおずかしいのではないかという見解になりました。

しかし、農業委員会としての見解を統一しておくことから、今日の総会で皆さんのご意見をお伺いしたく、その他にて説明させていただきました。

この土地を農地として認定するかどうか、皆さんのご意見はいかがでしょうか。

1 番藤原委員

相談者からは、コンクリート舗装をしている部分が問題であるというならば、コンクリートをのけるといような言葉も聞いている。

議長（北添会長）

現在、畑として耕作している部分は農地として認めてもいいが、コンクリート舗装をしている部分も土地の中に含まれているので、その部分を分筆するか、コンクリートをのけるかしないと、全体的に農地として認めることは出来ないということで、相談者に藤原委員から話を待たしてもらうということがかまわないか。

【全員異議無し】

議長（北添会長）

それでは、この農地認定の件については、まずは藤原委員から相談者へ、コンクリート舗装をしている部分をのけるか、分筆した後での話になるということを説明してもらおうこととします。

その他、何かありませんか。

【委員、事務局とも特になし】

議長（北添会長）

それでは以上をもちまして、第16回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。次回の定例総会は10月27日、水曜日、午後1時30分から佐川町商工会館2階で行います。

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議 長 :

議事録署名委員 :

議事録署名委員 :
